

災害時における倒木等の処理に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社グリーンアース（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、倒木等の処理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等において、甲乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害等が発生した際、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 市内で発生した倒木等の持込受入
- （2） 市内で発生した倒木等の運搬
- （3） 市内で発生した倒木等の保管
- （4） 市内で発生した倒木等の処理
- （5） 前各号に掲げる倒木等の処理で発生する残渣の処理

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において協力することとする。

3 乙は第1項で定める倒木等の処理においては、再資源化等をもって環境に配慮するよう努めるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、書面（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日書面を交付するものとする。

（実施の報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により要請された事項を完了したときは、次に掲げる事項を書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- （1） 市内で発生した倒木等の受入量
- （2） 市内で発生した倒木等の運搬量及び発生箇所
- （3） 市内で発生した倒木等の処理量、処理に要した期間及び処理方法
- （4） その他、必要な事項

(搬入時における車両の明確化)

第5条 甲若しくは甲が依頼した災害協定者は、乙に倒木等を搬入する場合、搬入車両が災害従事車両であることを明確にする。

(搬入時における倒木等の形状)

第6条 乙は、搬入時における倒木等の形状については問わないものとする。

(事故の報告)

第7条 乙は、第2条第1項の規定により従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、速やかに甲に対し事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 第2条の規定により従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償について、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲からの要請により、乙が実施に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上、決定する。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

(請求及び支払い)

第10条 甲は乙から請求を受けた場合は、速やかに支出するものとする

(相互の連絡)

第11条 甲乙は、円滑な災害応急対応のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも書面による協定解消の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以降も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市
千葉市長 神 谷 俊 一

乙 千葉県市川市堀之内 3 丁目 2 1 番地 1 号
株式会社グリーンアース
代表取締役 石 井 雅 士